

仙台家庭裁判所委員会議事録

1 日時

令和3年11月24日（水）午後1時30分から午後3時20分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

蘆立順美，猪股佳子，入江猛，海保一恵，神田真介，倉林千枝子，佐藤一樹，相馬潤子，福與なおみ，前田駿太，宮川宏，宮崎謙，森田みさ，米倉正子（50音順，敬称略）

(2) 説明者

武藤総務課課長補佐，滝沢庶務係長

(3) 事務局等

藤川首席家裁調査官，中井事務局長，鎌田首席書記官，佐藤総務課長

4 議事

(1) 家庭裁判所委員会規則6条1項により，入江猛委員が委員長として選出された。

(2) 本日のテーマである「裁判所の一般広報」について，家庭裁判所から説明した。

(3) 庁舎見学コースの体験を行った。

(4) 意見交換概要

別紙のとおり

5 次回期日等

(1) 次回期日

令和4年6月16日（木）午後1時30分

(2) テーマ

未定（おって決定する。）

(別紙)

意見交換概要

(以下、□は委員長，●は委員，○は説明者の発言とする。)

□：見学ツアーを体験していただいた感想や裁判所の一般広報活動についての御意見など率直にお聞かせください。

●：裁判所の広報が必要だというお話ですが，裁判所の利用者を増やしたいとか，裁判所に対するクレームや良くない意見が多く来ているから裁判所に対する理解を深めてそうしたものを減らしたい等，広報活動を行うにあたっての数値目標や何らかの具体的な目標のようなものがあるのか知りたいので，教えていただける範囲で教えてください。

○：数値目標というものは，特段ありません。通常行っている広報活動は，利用者を増やしたいとか，家庭裁判所に来るクレームを解消するということを目的としているものではありません。広報活動を行う目的は，より利用しやすい裁判所を実現するために，裁判所に対する敷居の高さを解消することです。

●：仙台家裁本庁は日常的に事件が立て込んでいて，期日の間隔も空くし，審判が出るまでに時間もかかるし，調停の待合室にはいつも人がいるという状況だと認識しており，かなり多くの方に利用されていると感じていますが，いかがでしょうか。

○：確かに多くの皆さんに利用していただいている状況ですが，広報活動は，裁判所を利用するにあたってのハードルを下げ，国民の皆さんに気軽に利用していただく，裁判所に対する信頼を高めていくために裁判所の役割や取組を広く国民の皆様に理解していただきたいと考えて行っています。

●：一般の方は，裁判所はすごく怖いところと思っている方が多いので，ハードルが低くなることはすごく良いことだと思いますが，実際に利用しようと思ったら何か月も待たされるということでは，逆に不信感につながるのかなと思いますので，態勢を整えるということとハードルを低くして沢山利用していただく

ことのバランスが大変なのかなと感じました。

- ：潜在的に手続のことが良く分からないから利用しにくいという方に、よく手続を知ってもらう必要があると考えて広報活動を行っています。
- ：見学申込書を見ると、見学は比較的自由に申し込みが可能でハードルが低くなっていると思いますが、ハードルを下げただけ情報が漏れやすくなる、あるいは、見学の際に撮影する等して見学の機会を悪用されるのではないかということに心配するのですが、こうした点に対する手当はどのようにしているのでしょうか。例えば、個人で見学を申し込む際には、推薦者などが必要といった制限などを設けたりはしていないのでしょうか。
- ：見学について、推薦者を必要とするという制限はなく、どなたにも開かれています。基本的に見学に際しては、職員が常時帯同しており、不審な動きがあればすぐに分かるように職員が見ていますので、悪用されるということは防ぐことができると思っています。
- ：良く知ってもらうということと委員から御指摘のあった点とのバランスというのは、考えていきたいと思っています。
- ：今日初めて、家庭裁判所の見学ができるということが分かりました。見学申込書を見ると2時間程度のコースもあって、希望によって時間の調節ができるのは良いと思いました。この見学の流れ、利用案内または手続案内などが気軽に動画で見られる環境があるとより良いと感じました。また、一般人の裁判所に対するイメージは、報道から入ってくるものが大きいので、裁判所の報道対応についても知りたいと思いました。
- ：今日は、貴重な機会を得ることができました。ありがとうございました。大学生向けの出前講義の話が先ほど出ておりましたが、私も毎年お世話になっていて、学生からも好評なので、今後ともよろしくお願ひします。それから、本日配布されたパンフレット等も分かりやすくとても良くできていると感じましたが、これらのパンフレット等は、どのような場所で入手できるのか、どのよ

うな機会に配布されているのかを教えてください。

- ：裁判所の窓口で備え置きしているほか、自治体にも配布しているので自治体の窓口で入手することもできると思います。そのほか、裁判所のウェブサイトにPDFファイルを掲載していますので、そこからダウンロードすることも可能です。
- ：今の説明によると、能動的に知ろうとする人は手に入れることができるという状況だと思いますが、広報の対象として、どのような人をターゲットとするのか、それに合わせてどこにパンフレットなどを配布するのが良いかということを検討することも必要なのではないかと思いました。
- ：裁判所に対しては、堅い、厳格というイメージが強くあると思います。今日見学して審判に至るまでに調査等の様々な取組があることが分かりましたが、そうした部分は、ほとんど知られていないので、今後は、そうした部分をもう少しクローズアップして、血の通った仕事の部分をアピールしたら良いのではないかと感じました。報道機関もそうしたところに焦点を当てられると良いのかなと感じました。それから信頼されるとか、必要とされる組織という形のない目標に対しては、取組が難しくなるので、何か客観的な指標を設けて一つずつクリアしていくようにした方が良いと率直に感じました。
- ：裁判所見学については、年間7、8件くらいの申込みがあると伺いましたが、出前講義というのは、年間で何件くらい実施されているか教えてください。
- ：家庭裁判所単独で出前講義を行っていることはなく、主に仙台地裁が窓口となって実施しているので、その具体的な件数は分かりません。
- ：出前講義について、補足します。出前講義は、地裁が窓口となって実施しているものですが、それとは別に家裁調査官を大学の講義の講師として派遣することも行っています。今年は、これまで1大学から依頼を受けて派遣し、今後4大学に派遣する予定となっています。
- ：一般広報は非常に難しいので、ターゲットを決めてから何をやるのかを決める

と良いと思います。教育的に知識を得てもらい、裁判所に関わる仕事をしたい方々へ情報を提供する、あるいは、裁判所のイメージを柔らかくする等、それぞれに出すべき情報は違ってくると思いますので、目的とターゲットに合わせていくつかのパターンを準備して広報するとより良いという印象を持ちました。

- ：広報活動を広く行うということであれば、仙台市区民祭りでブースを持って、「かーくん」がチラシを配布する、あるいは、郡部のお祭りに参加してチラシだけでも配布する等、人が集まる場所・機会を捉えて広報できると良いと思います。
- ：仙台市障害者福祉協会でも12月に障害者週間というものがあり、障害分野のPRをしたり、勾当台公園でイベントをしたり様々なことを実施しています。裁判所の憲法週間もハードルを下げるといった内容のイベントを行うと良いと考えます。以前、子供裁判のような企画を目にしたことがあるのですが、学校の授業の一環として、そうしたことに取組むのも面白いと思います。
- ：私もかつて小学校に勤務していた経験から、子供の感性に訴えるというのも一つの方法だと思います。私個人の考えとしては、裁判所は司法の場であるし、毅然としていて、ハードルが高くて良いと思っています。ただし、裁判所がどのようなことをしているのかということをお子たちに伝える広報活動はあると良いなと思いました。裁判所のウェブサイトを見ると裁判所の施設の写りがあって、その下に説明文が記載されています。効果的にアピールするには、視覚に訴えることが大切で、いすやテーブルが置いてあるだけの写真よりも、そこに人がいる状況のイメージが沸きやすいものの方が良いと思います。それが、最終的にはユニバーサルデザインに繋がって、誰にでも分かりやすくなっていくのかなと感じました。
- ：説明された広報の内容自体は非常に分かりやすいものでしたし、今日の見学も実際の手続きが行われている場所を見るというのは、イメージが沸きやすく身近に感じるということで非常に良いと思いました。最初の説明の中で、裁判所の

広報活動自体が知られていないかもしれないという懸念や裁判所に興味がない人に裁判所を知ってもらいたいという話がありましたが、積極的に見学ツアーを実施していることをお知らせするような営業活動を行うことを検討しても良いと思います。例えば、チラシを学校に配布するとか、商工会等に案内を送付するなどの方法が考えられると思います。

- ：一般広報というと漠然としていますので、ターゲットに合わせた広報を行っていくことが必要だと私も考えます。私自身も今日初めて見学できることを知ったような状況ですし、家庭裁判所というのは、地方裁判所と違って、公開ではない手続を行うところであるというイメージがあるので、家庭裁判所が見学できること自体をもっと宣伝した方が良いと思います。また、家庭裁判所を利用している方は、利用せざるを得ないから利用しているという方が多いと思いますので、教育的に親しみやすくするだけではなく、利用する際のハードルの高さを解消するために、手続案内があることも広く知ってもらおうと良いと思います。
- ：他の委員の皆さんがおっしゃるように、裁判所は敷居が高くて、できれば積極的に関与したいとは思わないところだと思います。裁判所に親しみを持ってもらうためには、子供の時から親しんでもらう必要があると思います。法服の色の話など親しみやすい話から入って、裁判の大切さの話に繋げる等、子供向けの広報があっても良いと感じました。「法の日」週間行事のホームページを見てみたところ、色々なものがあって面白いと感じましたが、この全国的な取り組みである「法の日」週間行事以外にも、宮城、仙台で法曹三者が協力してイベントを企画して広報することがあっても良いと感じました。